

・ドーハ開発アジェンダの動向

〔 1 〕 ドーハ開発アジェンダにおける交渉枠組みの検討

1. 2004年7月一般理事会までの動向

2001年11月にカタル・ドーハでの第4回WTO閣僚会議において新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）の立ち上げが宣言された。ドーハ開発アジェンダは、WTOの前身であるGATT（ガット）時代から数えると通算9回目のラウンドであり、農業、非農産品市場アクセス（NAMA）、サービス、アンチ・ダンピングの他、1996年の第2回シンガポールWTO閣僚会議から議論が開始されたシンガポール・イシュー（貿易円滑化、投資、競争、政府調達透明性の4つの新しい交渉分野の総称。その後、2004年7月の枠組み合意において、貿易円滑化のみが交渉対象とされた。）環境や途上国問題といった新たな時代の要請に対応した幅広い分野を取り扱う包括的な内容となっている。

加盟国は2002年初頭より交渉を開始し、2003年9月のカンクン閣僚会議において、ラウンド合意に向けた土台となる主要事項につき合意することを目指したが、多くの分野について加盟国間、とりわけ先進国と途上国との間の対立を解消することができず、決裂した。その後、ドーハ開発アジェンダを軌道に戻す取組みが模索され、10月に開催されたAPEC閣僚会合及び非公式首脳会合では、ラウンドの成功裡の終結

に向けて努力することを閣僚及び首脳レベルで確認し、個々の論点について立場の違いはあるが、カンクンで採択されなかった閣僚宣言案を基礎として議論を積み上げるべきことで一致した。

2004年初頭より、ゼーリック米通商代表による各国貿易大臣宛の書簡発出及びその後の世界各国訪問、またラミー欧州委員による各国貿易大臣宛の書簡発出などを通じ、2004年をラウンドにとって「失われた年」としてはならず、ドーハ開発アジェンダを軌道に戻すべく年央までに交渉の枠組みについて合意を目指すべきとの雰囲気が醸成されていった。2月に開催された一般理事会では、日本の大島大使が一般理事会議長に選ばれたほか各交渉会合等の議長が新たに選出され、農業、NAMA、サービス、ルール（アンチ・ダンピング等）などの交渉グループの会合が順次再開された。また、5月に開催されたOECD閣僚理事会・WTO非公式閣僚会議や6月に開催されたAPEC貿易大臣会合、さらに7月に開催されたG8サミットにおいても、7月末までに交渉の主要分野における枠組みの合意に向けた政治的意志が改めて確認された。

2. 2004年7月一般理事会

7月31日にスイス・ジュネーブのWTO事務局で開催された一般理事会において、一部の閣僚の参加を得て、ドーハ開発アジェンダの交渉の枠組みが合意された。非農産品の市場アクセスについての交渉の枠組みが合意されたほか、貿易円滑化の交渉を開始することが決定した。また、サービス、ルール、開発等の分野の今後の交渉の方向性が示され、今後の包括的ラウンドの重要な基礎が作られた。本合意により、カンクン閣僚会議以来、脱線状態にあったラウンドが再び軌道に乗ることとなった。

3. 2004年7月一般理事会後、香港閣僚会議までの動向

7月の一般理事会の結果を受けて、2004年末から2005年初頭にかけては、各交渉会合（NAMA、農業、ルール、サービス、貿易円滑化等）で技術的作業が進展した。2005年1月には、スイス・ダボスで開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）の際に、スイス主催で26ヶ国・地域の閣僚が出席したWTO非公式閣僚会議が開催された。本会議では、2006年中に交渉を終結させるべきであり、NAMA、農業、サービス、開発、貿易円滑化を含むルールの主要5分野について、2005年12月の香港閣僚会議に向けて、夏休み前までに「モダリティ（詳細な取り決め）たたき台」を発出すべきとの認識が出席閣僚間で共有された。

ダボスでの議論は、2月にスイス・ジュネーブにて行われた高級事務レベル会合や貿易交渉委員会（TNC）などを通じて、ほぼ全加盟国の共通認識となった。また、3月にケニア・モンバサで行われたWTOミニ閣僚会議（ケニア主催）では、夏前の「モダリティたたき台」の作成及び香港閣僚会議に向けての段取りが一定程度明らかになった。

4月には、ドーハ・アジェンダの進展、特にNAMA分野の進展に貢献する観点から、中川経済産業大臣が、東アジアの主要国・地域の閣僚等を招き、千葉県幕張でNAMA非公式閣僚会合を主催した。関税削減方式（フォーミュラ）に関し、新たな開発と成長の機会につながる現実の市場アクセス改善を実現するため、途上国への配慮を考慮しながら、野心の水準を高くすることが必要であり、各国とも交渉に積極的に貢献する必要があること等につき認識が共有された。

5月から7月にかけてOECD閣僚理事会・WTO非公式閣僚会合（5月）、APEC貿易大臣会合（6月）、中国主催非公式閣僚会合（大連）（7月）が開催され、日本を含む20~30の主要国の閣僚が集まり、交渉の前進を図るべく交渉が重ねられた。日本は、これらの閣僚会合の機会を使って、東アジア諸国の閣僚等を集め、4月のNAMA閣僚会合のフォローアップ会合を開催し、6月のAPEC貿易大臣会合において野心の高い関税削減方式（スイス・フォーミュラ）支持への合意形成に大きく貢献した。

しかしながら、農業、NAMAなど主要分野においてWTO加盟国間の立場に収斂がみられなかったため、7月末の一般理事会では当初目標としていた「モダリティたたき台」は作成されず、各交渉分野の現状報告が行われるとともに、スパチャイ事務局長から交渉全体の状況報告がなされ、12月の香港閣僚会議に向けて各国の結束が呼びかけられるに止まった。

その後夏休みを挟んで、9月1日にスパチャイ事務局長からラミー新事務局長（前欧州委員）に交替し、交渉が再開・本格化した。

交渉再開後、主要国閣僚レベルで調整が行われる最初の機会として、10月初頭にチューリヒで米国主催非公式閣僚会合が開催された。同会合では、焦点の一つとなっていた農業交渉にお

・ドーハ開発アジェンダの動向

いて、米国がこれまでの立場から一步踏み込んだ国内支持についての新たな提案を提出した。これに呼応する形で EU、G 20、G 10から提案が一通り出され、膠着状態にあった農業交渉に進展がみられた。11月中旬には APEC閣僚会合が開催され、各国閣僚が香港閣僚会議の成功のために最大限努力を払っていくことで認識が一致した。

こうした動きの中、少数国による交渉も活発化した。11月初頭に、WTO交渉主要関係国である米国、EU、インド及びブラジルの4ヶ国が構成するG 4グループに日本が初めて加わる形でインド主催少数国閣僚会合がロンドンで開催された（日本からは、二階経済産業大臣及び中川農林水産大臣が出席）。同会合では、農業、NAMA、サービス等の主要交渉分野のそれぞれにつき集中的な議論が行われるとともに分野横断的な観点から全体的な野心の水準についても議論された。これを機に、日本は主要少数国の一員として交渉に深く関与していくことになった（11月後半以降は、G 4に加え、日本と豪州が参加した形（= G 6）での少数国閣僚会合が開催されるようになった）。

一方、各分野の交渉会合においては、10月後半から11月後半にかけて、香港閣僚宣言案、交渉の現状報告案等につき具体的な議論を行い、各交渉議長は閣僚宣言案の素材となる交渉の状況報告をラミー事務局長に提出した。11月26日には、各交渉議長から提出された報告を合体

した形の香港閣僚宣言草案がラミー事務局長より発出された。その後、主に、農業、NAMA及び開発について各国による文言調整が行われ、一部に空欄を残した形で12月2日の一般理事会で承認され、香港閣僚会議に提出された。

4. 第6回閣僚会議（香港閣僚会議）

12月13日から18日まで、香港にて、第6回閣僚会議が開催され、18日に閣僚宣言を採択し閉幕した。我が国からは、二階経済産業大臣、中川農林水産大臣、麻生外務大臣他が出席した。

最大の成果は、ドーハ・アジェンダの成功へ向けた確実な土台が築けたこと、特に途上国に対する開発支援策（「開発パッケージ」）に合意し、交渉の進展に大きく弾みをつけたことがあげられる。

具体的な交渉分野については、非農産品（NAMA）においてスイス・フォーミュラに合意、サービスにおいて分野別複数国間交渉の導入を含め交渉の具体的な進め方に合意、ルールにおいて今後の交渉の範囲と目的等を確認、開発においてLDC産品に対する原則無税無枠化に合意するなど前進が見られた。

なお、開発に関しては、閣僚会議直前に小泉総理大臣自らが、我が国の途上国への開発支援策である「開発イニシアティブ」を発表し、ラウンドへの貢献に対する強い決意を世界に対し発信し、多くの途上国から評価の声が寄せられた。

<参考>：香港閣僚宣言の概要

① 非農産品（NAMA）

- ・複数の係数を持つスイス・フォーミュラを採用することに合意。
- ・途上国配慮と相互主義の軽減の重要性を確認。
- ・非譲許品目の扱いについてノン・リニア・マークアップ方式を採用することに合意。

- ・2006年4月末までにモダリティを確立し、7月末までに譲許表案を提出することを決意。

② 農業

- ・国内支持については、先進国を3階層に分け、高い階層ほど、大きく削減することに合意。
- ・輸出補助金の撤廃期限を2013年末と設定。

- ・市場アクセスに関する関税削減については、4階層を採用することに合意。
- ・2006年4月末までにモダリティを確立し、7月末までに譲許表案を提出することを決意。
- ③ 綿花
 - ・綿花に関する輸出補助金を2006年に撤廃、LDC無税無枠の供与、国内支持について一般フォーミュラより野心的に削減することなどについて合意。
- ④ サービス
 - ・モード毎の交渉目標等を努力目標として規定。
 - ・二国間交渉に加えて、リクエスト・オファー交渉を複数国間でも行うことに合意。
- ⑤ ルール
 - ・アンチ・ダンピング(AD)交渉における交渉の範囲や目的、議長による条文案の提示など今後の交渉の段取り等を確認。
- ⑥ 貿易円滑化
 - ・香港閣僚会議後速やかに条文ベースの交渉に移行する必要性を確認。
- ⑦ 開発
 - ・2008年に又は実施期間の開始までに、全てのLDC原産の、全ての産品に対する無税無枠の市場アクセスを持続的に供与することに合意。また、上記が困難な加盟国は、LDC原産のタリフラインの97%以上の産品に対し無税無枠の市場アクセスを供与することに合意。
 - ・「貿易のための援助」について、サブライサイド能力や貿易関連インフラの重要性に言及。

5. 香港閣僚以降の動き

香港閣僚宣言では、2006年4月末がNAMA及び農業のモダリティ確立期限、7月末が譲許表案提出の期限とされていた。2006年1月末のダボス会議の際に非公式閣僚会合では、年内妥結に向けての強い決意が表明されるとし、期限どおりに成果を出すべく、全分野にわたって積極的に取り組むことで一致した。また、同会合に先駆けて、G6閣僚会合が開催され、メンバーが密接に連携して交渉を進めていくことで意見が一致した。

4月までの期限に向け閣僚会合・パイ協議が続けられてきたが、農業の市場アクセス、農業の国内支持(農業補助金)、NAMAの3分野における主要国のスタンスが攻めと守りで交差するいわゆる「三角形」の膠着状態に陥り、4月末の期限を守ることができなかった。5月にパリで行われたOECDの年次総会の際に開催されたWTO非公式閣僚会合では、2006年末までに交渉妥結を実現するという香港閣僚会議で合

意した目標へ向けて引き続き努力すること及びジュネーブにおける農業、NAMAの集中的な交渉を継続することを確認した。

6月にベトナムのホーチミンで行われたAPEC貿易担当大臣会合では農業及び非農産品市場アクセス(NAMA)のモダリティを6月末までに合意するために取り組む旨が確認された。この流れを受けて、6月29日から7月1日までジュネーブで開催された非公式閣僚会合では、農業とNAMAのモダリティ確立を目指して交渉が行われた。我が国からは、二階経済産業大臣と中川農林水産大臣が参加し、G6諸国を中心として、合意を模索したが、各国の立場の乖離が縮まることはなく、モダリティ合意を果たすことはできなかった。

7月に入り、膠着状態を打開するため、ラミー事務局長の主要国訪問による調整、G8首脳による「1ヶ月以内の農業とNAMAのモダリティ確立を目指す」旨の政治的意思の表明(サンクトペテルブルク・サミット)、G6閣僚によ

・ドーハ開発アジェンダの動向

るジュネーブでの緊急会合といった努力が続けられ、7月23日よりG6閣僚会合を集中的に開催することが決定された。23日の同会合においては、約14時間に及ぶ議論が行われたものの、各国の立場の違いが埋まるには至らなかった。現状では議論の進展は見込めないとの判断から、ラミー事務局長は24日午前、G6との短時間の協議を経た上で、非公式貿易交渉委員会(TNC)を招集し、ラウンド交渉を中断する旨発表し、年内の交渉妥結は困難と表明。我が国をはじめとする各国とも遺憾の意を表明しながらも事務局長の提案を了承した。

交渉中断後、夏から秋にかけて各国・地域において交渉再開にむけての働きかけが行われた。

8月24日に開催された日中韓アセアン経済大臣会合においては、二階経済産業大臣より、遅くとも11月中旬からの交渉再開を目指し2007年の早期に農業・NAMAのモダリティを確立することを内容とする「交渉再開にむけた5つの行動」を提案し、各国より支持を得た。9月に開催されたG20閣僚会合(9-10日)、ASEM首脳会合(10-11日)、ケアンズ閣僚会合(20-22日)でも、首脳・閣僚レベルで交渉の早期再開を目指す取組が続けられた。この間、我が国の経済団体による主要国へのミッションの派遣などに代表されるよう、民間からも交渉再開を求める声が上がった。

2006年11月にベトナムにて開催されたAPEC閣僚会合では、ラウンド交渉を再開すべきとの声が相次ぎ、交渉再開を求めるAPEC首脳独立宣言文が出されることとなった。直後に開催された貿易交渉委員会では、各交渉議長の下での実務者レベルの議論を進めることが合

意された。

2007年に入り、米・EU首脳会談を皮切りに、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けた首脳・閣僚レベルのコミットメントが相次いで示された。我が国も安倍総理の欧州訪問において、ブレア英国首相、パローゾ欧州委員会委員長との間で、WTOの早期妥結に向け相互に連携していくことを確認した。甘利経済産業大臣や松岡農林水産大臣も訪米・訪欧や電話会談等を通じ、主要国の担当閣僚との議論を活発に実施した。

1月27日スイス・ダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合では、ラウンド交渉を元に戻す必要性、ジュネーブでのフル・スケールの活動を早期に再開する必要性、全ての交渉分野を含む包括的なアプローチを取る必要性、透明性あるマルチのプロセスの必要性、ドーハ・ラウンド交渉の開発側面の重要性等について各国の認識が一致し、1月31日ジュネーブにおいて開催された非公式貿易交渉委員会を経て、交渉が本格的に開始されることとなった。公式に設けられた交渉期限は存在しないが、残された時間は少ないとの認識が各国間で共有されており、今後は、ジュネーブでの交渉会合や各国間の交渉が集中的に行われることとなると考えられる。

なお、米国の現行の貿易交渉期限(Trade Promotion Authority)は本年6月末をもって失効するところ、米国政府・米国議会がTPAの更新をどのように実現するかが、ラウンド交渉を進める上での一つの課題となっている。1月末にはブッシュ大統領が米国議会にTPA更新を求める旨表明したが、今後の動きが注目される。

〔 2 〕 各交渉分野における議論の進捗状況

1. 非農産品市場アクセス

1. 議論の背景

農産品以外の全ての品目（鉱工業品及び林水産物）を含む非農産品の貿易は、世界貿易の約9割を占めており、市場アクセスの改善は、世界経済活性化の鍵である。累次ラウンドを通じて、先進国の関税は全体として低水準となっているが、なお一部の品目において高関税が残存し、また途上国の中には全体として高関税の国も少なくない（本文参照）。

こうした状況を踏まえ、2001年11月のドーハ宣言では、一般に新しい貿易の創造による開発のための市場アクセスの改善の役割が強調され、特に非農産品市場アクセスの分野では、関税・非関税障壁の削減または撤廃について交渉を行うことについて合意した。

その後、2003年のカンクンにおける第5回閣僚会議は決裂に終わり、非農産品市場アクセス交渉も暫く停滞したが、2004年7月の一般理事会で採択された「枠組み合意」において、カンクン閣僚会議の際に議論された閣僚宣言案（「デルベス・テキスト」）を基本とした枠組みにより交渉を行うことに合意し、交渉は再び動き始めた。

2005年1月末にスイスのダボスで開催された非公式閣僚会合において、同年12月の香港閣僚会議におけるモダリティ合意と同夏までの「モダリティたたき台」の作成という交渉の進め方が話し合われ、また、関税引下げ方式（フォーミュラ）に関する新たな提案が示されたことを契機に、フォーミュラの具体的なあり方についての議論が本格化した。同年4月に我が国が幕張で開催したNAMA東アジア閣僚会合、

6月に韓国で開催されたAPEC貿易担当大臣会合、7月上旬に大連で開催された非公式閣僚会合等を通じて、スイス・フォーミュラ（後述）支持が大勢となっていたが、新興市場の関税引下げに高い関心を有する先進国と、開発事情への特別な配慮を求める途上国の間の立場の違い、また農業交渉の難航等により、12月までのモダリティ合意は実現せず、香港閣僚会議では、2006年4月末をモダリティ確立期限とする新たなスケジュールが設定された。

2006年に入り、我が国を含む主要10カ国が実施した関税削減効果に関するシミュレーション結果を参照しつつ、モダリティの中核をなす3要素（フォーミュラ係数、途上国向けの柔軟性、非譲許品目に関するかさ上げ幅）について、交渉会合等で議論されたが、先進国と途上国の立場の違いは収れんに向かうことなく、2006年4月末までのモダリティ合意には至らなかった。

同年6月、NAMA交渉会合議長は、2004年の「枠組み合意」及び香港閣僚宣言において既に合意された事項に、交渉の現状を反映して一部文言を付け加えて作成したモダリティ・テキスト案と、これについての議長のコメントを示した報告書を発出した。6月末の閣僚会合及び7月下旬のG6閣僚会合では、農業とNAMAのモダリティ合意に向けて議論されたが、農業交渉における各国の立場の隔たりのため議論が膠着し、ラミー事務局長は、交渉の中断を宣言した。

その後、各国は二国間や複数国間で協議を重ね、ラウンドの早期再開の機運は徐々に高まり、11月の貿易交渉委員会において、ラミー事務局長は、春先までに進展を示し、2007年末までに

・ドーハ開発アジェンダの動向

交渉を終結することを目指して、各交渉議長の下での事務的作業を進めるべきとの考え方を表明。11月下旬以降、NAMA交渉も、議長の下で議論を再開した。

2. 現在の概況

2007年に入り、早期のモダリティ確立に向けて、定期的に交渉会合を開催して議論を進めるとともに、各国は、二国間・複数国間での非公式協議を精力的に行っている。

モダリティの中核をなす主要要素の交渉概況は以下のとおり。

(1) 関税引下げ方式（フォーミュラ）

フォーミュラとは、個別品目ごとに適用される関税引下げ方式であり、ラウンド全体の成果の水準に直結することから、交渉の最大論点となっている。「枠組み合意」において、高い関税率ほど引下げ幅の大きい方式（非直線形）を採用することに合意していたが、具体的には大きく分けて、各国共通の方式（係数）を志向する「スイス・フォーミュラ」と、各国ごとに現行平均譲許税率を基準として方式（係数）を定める「ABIフォーミュラ」の二つが対立してきた。後者は、現行譲許税率の高い一部途上国（ブラジル、インド等）が強く主張してきたが、後者では現行の各国間の関税水準格差が改善されないことから支持は広がらず、香港閣僚会議において、複数の係数を持つスイス・フォーミュラを採用することに合意された。

2006年に入り、我が国を含む主要10カ国は、先進国向け・途上国向けの2係数の水準、途上国向けの柔軟性の幅及び非譲許品目のかさ上げ幅について、一定の作業仮説の下、実際のデータを用いて関税削減効果についてシミュレーションを実施。5月には事務局が、フォーミュラの適用を受ける可能性がある全加盟国を対象に同様のシミュレーションを実施した。6月、7

月のG6閣僚会合では、我が国はこの結果を活用した分析を示し、客観的な数字に基づく議論の重要性を強調した。

しかし、実際の貿易拡大による開発の成果を生む観点から実行税率の削減効果を評価すべきとする先進国と、これに反発し「関税削減における相互主義の削減」とは譲許税率の削減率の平均が先進国において途上国よりも大きい係数とすべきとする途上国との間の立場の違いは解消されていない。

(2) 途上国向けの柔軟性

枠組み合意において、途上国については一定の限度内で、フォーミュラ適用による関税引下げの軽減または免除が認められている。途上国はこの関税引下げにおける柔軟性の確保・拡大を主張する一方、先進国は、この柔軟性が適用されると、高関税品目が温存されるおそれがあるとしてこれを無制限に認めるべきではなく、フォーミュラの関税削減効果と一体的に議論すべきと主張し、先進国と途上国の主たる対立点となっている。

(3) 非譲許品目の扱い

非譲許品目は、関税引下げの困難な品目であることが多いことから、各国の間で議論が対立してきたが、2005年6月のAPEC閣僚宣言を受け、原則として全ての品目の譲許、フォーミュラ適用による関税引下げ、低関税率の品目への配慮という三つの原則について、一部の国を除き、広範な共通理解が得られた。同年12月の香港閣僚会議では、非譲許の低関税品目に配慮するための方式として、基準年（2001年）の実行税率に一定のかさ上げをした上でフォーミュラを適用する「非線形かさ上げ方式」の採用について合意した。これを受けて、具体的なかさ上げの幅について交渉が行われている。

(4) その他

産業分野を特定してフォーミュラ適用による

関税引下げを超える関税撤廃・調和を行おうとする分野別アプローチや、関税以外の市場アクセスの阻害要因である非関税障壁についても、関心国主導で議論が進められている。

我が国は、電気電子及び自動車・自動車関連部品の分野別関税撤廃の議論を主導するとともに、非関税障壁については、輸出規制の透明性強化にかかる提案を行っている。

・ 農業

1. 議論の背景

現在行われている WTO 農業交渉は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、「助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減する」という長期目標に向けた改革を継続するため、2000年3月に開始された。その後、2001年11月のドーハ閣僚宣言において、農業交渉も他の分野と同様にドーハ・ラウンドのシングルアンダーテイク（一括受託）の一部をなすものとして位置づけられたが、交渉のモダリティの確立期限とされた2003年3月までには合意が得られず、また、同年9月にメキシコ・カンクンで開催された閣僚会議もシンガポール・イシューを中心に先進国、途上国間の立場の違いが埋まらず、農業交渉を含め何ら具体的な合意のないまま閉会した。交渉は2004年3月から農業委員会特別合会が再開され、精力的な交渉が行われた結果、同年7月の一般理事会において枠組み合意が成立した。

2. 現在の概況

2004年10月から、追加的な政治的意思決定を必要としない技術的問題を中心とした議論が行われたが、議論は収斂せず、2005年7月末のモダリティ（詳細な取極め）のたたき台の提示、同年11月中旬までに提示することとなってい

たモダリティ案の作成は見送られた。同年12月13日から18日に香港で行われた第6回閣僚会議では、ラミー事務局長及び一般理事会議長から閣僚会議に送付された閣僚宣言案について少しでも内容の「上積み」を図る努力をすべき、との観点から、活発な議論が行われ、結局、輸出補助金の撤廃期限について、輸出国側が主張する2010年ではなく2013年とすること、また、輸出競争分野の並行的なモダリティが確立してはじめてこの撤廃期限が確定するとの条件をつけることにつき、合意された。

(1) 香港閣僚会議の成果

最終的に採択された香港閣僚宣言のうち、農業関連部分の概要は以下のとおりである。

① 市場アクセス

- ・ 関税削減について、適切な境界値について合意が必要であることを認識しつつ、4階層を採用。
- ・ 関連する全ての要素を考慮に入れ、重要品目の扱いに合意する必要性を認識。
- ・ 途上国は、タリフラインの適切な数を SP（特別品目）として指定する柔軟性を有する。
- ・ 途上国は、輸入数量及び価格のトリガーに基づく SSM（特別セーフガード措置）を用いる権利を有する。

② 国内支持

- ・ 総合 AMS（総合的計量手段）及び貿易歪曲的支持全体の削減について、3階層に分け、高階層ほど大きく定率削減。いずれの場合も、支持水準が最も高い加盟国（EU）が最上位階層、2、3番目に高い加盟国（日本、米国）が中位階層、他の加盟国が最下位階層に入る。低い階層に属し相対的な総合 AMS の高い先進国は総合 AMS 削減の追加的努力を行う。
- ・ 貿易歪曲的支持全体の削減は、総合 AMS

・ドーハ開発アジェンダの動向

の最終譲許水準、デミニミス、青の政策の削減の合計の方が小さくても行われる必要。

- ・ AM S約束を有していない途上国は、デミニミス及び貿易歪曲的国内支持全体の削減を免除。
- ・ 緑の政策の基準は、貿易歪曲性が最小以下の途上国の政策が緑の政策に含まれることが確保されるよう、再検討。

③ 輸出競争

- ・ 2013年までの、全ての形態の輸出補助金の並行的撤廃及び同等の効果を持つすべての輸出措置に対する規律の確保に合意。実質的な部分が実施期間の前半に実現されるよう、今後モダリティで具体化される形で、漸進的かつ並行的に達成。
- ・ 輸出信用、輸出国家貿易、食料援助に関する規律は、2006年4月30日までにモダリティの一部として完成。
- ・ モダリティの完成があって、はじめて、すべての形態の輸出補助金の撤廃期日が、漸進性及びバラレリズムの内容とともに確定。

④ 交渉スケジュール

- ・ モダリティを遅くとも2006年4月30日までに確立し、これらのモダリティに基づき、包括的な譲許表案を遅くとも2006年7月31日までに提出。

(2) 香港閣僚会合後の動き

2005年12月の第6回閣僚会議で採択された香港閣僚宣言を踏まえ、2006年はじめからモダリティ合意等に向け、精力的に交渉が行われたが、各国の意見の収斂が見られなかったため、4月末のモダリティ合意には至らなかった。

その後、G8サンクトペテルブルク・サミットでの要請を受け、2006年7月下旬のG6閣僚会合において集中的な議論が実施したが、米国の

の補助金削減、EUやG10の農業の市場開放、開発途上国の非農産品・サービスの市場開放等から主要国をはじめとする各国の意見の隔たりが縮まらず、ラミー事務局長の判断により、農業分野を含む全ての交渉が一時中断された。

2006年9月以降、G20やケアンズグループが閣僚会合開催をする等、農業分野においても閣僚レベルで交渉再開に向けた動きが示された。同年11月には、APEC首脳会合に参加し、首脳レベルでのコミットに確信を得たラミー事務局長が各交渉議長に対し、それぞれの事情に応じた協議を進めるよう促し、農業分野でもファルコナー農業交渉議長が2006年12月までに、計3回の非公式農業少数国会合（ファイヤーサイドチャット）を開催し、精力的に技術的議論を行った。

(3) 今後の見通し

ダボス会議を経て交渉が本格的に再開したが、我が国としては「多様な農業の共存」を基本理念とし、「攻めるところは攻める、譲るところは譲る、守るところは守る」という姿勢で、国内農業の構造改革を強力に進めながら、輸出国と輸入国のバランスのとれた貿易ルールの確立と、途上国への貢献を目指し、引き続き、主要国の一角として交渉に関与し続けていく。

サービス交渉

1. 議論の背景

サービスの自由化交渉（特定約束交渉）は、農業と同様に、ウルグアイ・ラウンド最終合意において次のラウンド開始を待たずに交渉を開始することが決められたアジェンダ（いわゆる「ビルト・イン・アジェンダ」）として、2000年初めから開始された（サービス貿易協定（GATS）（以下「サービス協定」）第19条）。その後、2001年11月のドーハ閣僚宣言において、サービス交渉の交渉期限が他の交渉項目と同様に2005年1月1日と設定されたことにより、サービス交渉も他の交渉項目とともに包括ラウンドの中でシングル・アンダーテイク（一括受託）の対象として扱われることとなった。また、同閣僚宣言において、2002年6月末までに最初の貿易障壁撤廃要求（初期リクエスト）を、2003年3月末までに撤廃要求への最初の回答（初期オファー）を各国が提出することとされた。

我が国は、全加盟国に対して初期リクエストを提出し、またウルグアイ・ラウンド以降に自主的に自由化した分野を初期オファーに含めた。その他、包括的な交渉提案や、海運交渉の促進を提唱する共同提案、人の移動、最恵国待遇（MFN）免除、エネルギー及び教育それぞれに関する交渉提案を追加的に提出、更に、サービス貿易に係る分野横断的なルールについては、国内規制規律（サービス協定第6条4項）に関する日本提案を提出する等、積極的に交渉に臨んできた。しかしながら、2003年3月末に初期オファーの提出期限が到来したにも拘ら

ず、提出国は先進国を中心とした一部の国に止まったこと、更に同年9月にカンクンで行われた第5回閣僚会議の交渉が事実上決裂し、当初2005年1月1日までとされた交渉期限は事実上延期になったことにより、サービス交渉は停滞気味となった。

その後、2004年7月末の「枠組み合意」において、2005年5月までに初期オファーを改善した「改訂オファー」を提出することが合意され、それに向けて各サービス貿易分野において交渉の進展の重要性を強調するステートメントが出されるなど、交渉再活性化に向けた動きが見られた。しかし、提出期限を過ぎても改訂オファーの提出数が伸びなかったことから、従来のリクエスト・オファー方式では十分な自由化が達成できないとして同方式を補完するアプローチの必要性が加盟国の間で認識され、その具体的な方法として、量的目標設定、質的目標設定、及び、分野・モード別複数国間（プルリ）交渉の導入が議論されるようになった。

交渉がなかなか進展しない背景の一つとして、サービス交渉自体に対する姿勢に先進国と途上国との間で一般的に大きな違いが存在することが指摘されている。すなわち、一般的に金融や電気通信等の主要サービス分野で競争力のあるサービス産業を有する先進国は本交渉に積極的であるのに対し、サービス産業が未発達な途上国側には、先進国主導でサービス貿易の自由化交渉が進められることに強い懸念があると考えられている。その違いはサービス貿易の4形態についての先進国と途上国の関心の違いにも現れており、先進国が最も関心を有している

・ドーハ開発アジェンダの動向

のは、相手国に商業拠点を設置しての貿易（＝モード3）である一方で、途上国にとっては人の移動（＝モード4）が最大の関心事項となっている。

2. 現在の概況

2005年12月の香港閣僚宣言では、質的目標として各モードについての努力目標の設定、交渉形式として分野・モード別のプルリ交渉の導入、交渉日程として2006年2月末までに（又はそれ以降可能な限り早急に）関心国の共同リクエスト、7月末までに各国の第二次改訂オファー、10月末までに各国の最終オファーを提出すること、が決まった。これを受けて、コンピュータ関連、金融、電気通信、海運、建設、流通等、20の分野における共同リクエストが3月末までに出揃い、3月末から4月初めにかけて第一回、5月に第二回のプルリ交渉が開催された。日本は、15分野でリクエスト側、残り5分野で被リクエスト側となり、全分野の交渉に積極的に参加している。

（日本リクエスト側）

コンピュータ関連、電気通信、金融、海運、建設、流通、法律、建築・エンジニアリング、環境、エネルギー、ロジスティクス、郵便・クーリエ、音響・映像、拠点設置（第3モード）、最恵国待遇免除。

（日本被リクエスト側）

人の移動（第4モード）、越境取引（第1・2モード）、農業関連、航空、教育

2006年7月のEU主催の非公式サービス閣僚会合では、サービス分野の重要性が閣僚レベルで改めて確認されるとともに、香港閣僚宣言にて7月末が提出期限とされた第二次改訂オファーの内容について、各国がそれぞれ検討中のオファー内容を紹介をするなど、極めて前向き

な雰囲気となった。ただし、オファーの質やタイミングを農業分野の進展と関連づける途上国もあり、実際に期限前後に主要国のオファーが出揃うかどうかは明らかではない状況であった。そのような状況の中、7月下旬の農業・NAMAに係る閣僚会合の結果を受けて、ラミー事務局長はラウンド交渉全体を中断することを宣言し、サービス分野における7月末の第二次改訂オファー提出期限も無効となった。

その後、2006年11月の非公式TNCにおける、ラミー事務局長の各交渉グループ議長の下での実務レベルの交渉再開宣言を受け、サービス分野においても、今後の進め方や第二次改訂オファーにおける自由化内容について協議が実施されている。しかし、農業等における進捗とのバランスの重要性を強調する途上国の声もあり、第二次改訂オファーの提出期限についてはまだ合意に至っていない。国内規制規律等についても、下部機関会合において議論が継続されている。

・ルール分野

< i) アンチ・ダンピング >

1. 議論の背景

現行の1994年関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定（アンチ・ダンピング（AD）協定）は1994年に締結したウルグアイ・ラウンド交渉において改正された。しかし、AD発動件数、発動国とも増大する中で、現行ルールの解釈や適用方法等に大きな差異が生じており、これがもとで安易な措置の濫用が見られるようになってきている。AD措置の濫用は、ラウンド交渉による市場アクセスの改善の効果を無にするものであり、とりわけ、途上国からの輸入品をAD措置の対象とすることにより、途上国の経済発展を阻害していることも

大きな問題である。最近では、途上国同士で AD 措置を発動し合うという傾向も見られる。

このような問題意識から、我が国は、自由貿易体制を維持し世界経済の発展を促進するためには、AD 措置の濫用防止に向けた AD 規律の強化を行うことが必要であると考え、我が国と同様の考えを持つ多くの国々とともに、新ラウンドにおける AD 協定改正のための交渉の実現を求めてきた。しかし、国内に鉄鋼産業などがあり、AD 措置の発動が政治的に重要な事項となっている米国は、規律強化に強く反対し、その結果、議論は 2001 年 11 月のドーハ閣僚会議にまでもつれ込むこととなった。米国対 AD 交渉賛成国の構図が鮮明な中、ルール分野のファシリテーターである南アフリカ・アーウィン議長を交えた協議及び当事国間同士の協議を重ねた結果、AD 交渉に強硬に反対する米国の立場に配慮するべく若干の調整を行ったうえで、最終的には、ドーハ閣僚会議の閣僚宣言に明示的に AD 交渉を行うことを盛り込むという形となった。

ドーハ閣僚会議以降、貿易交渉委員会(TNC)の下に設けられたルール交渉グループ会合(AD、補助金・相殺関税措置、地域貿易協定の交渉を所掌)では、2002 年 3 月の初回会合以来これまでに 30 回(2007 年 2 月末現在)の交渉会合が開催されている。我が国を含む後述の「AD フレンズ」は、AD 協定の改正・明確化を行うべき論点を提示すると共に、改正内容を明示した詳細提案を順次提出するなど交渉をリードしている。2005 年 4 月からは、全体会合に加え、交渉を加速する一手段として、ヴァイエス議長(ウルグアイ大使)のイニシアティブにより、10 数カ国程度の少数国会合が開催されている。2005 年 9 月会合からは個別項目ごとに「議長の友(ファシリテーター)」が指名され、2006 年 3 月会合からは議長自らが議題設定を行い、ファシリテ

ーターがメモを作成するなど、議論の更なる進展が図られていた。

2. 現在の概況

(1) 香港閣僚会議後の動きと今後の展望

2005 年の香港閣僚会合では、他の交渉分野の議論の進展を踏まえつつ、議長に包括的な条文案(改定テキスト)を提示する権限を付与することを確認。閣僚宣言は、附属書 D において交渉の進展状況の報告、今後の交渉の範囲と目的、今後の段取りについて言及があり、必要な要素が盛り込まれ、各国の様々な利害をバランスさせている。2006 年 6 月に行われたルール交渉会合では、主要項目(サンセット・レビュー等)に関する議論が一通り終了し、議長よりラウンド全体に関する条件が整うことを前提に夏休み前に議長テキストを発出する旨の発言があったものの、その後 7 月末の G 6 閣僚会合で各国の立場の違いが埋まるに至らず、ラミー事務局長がラウンド交渉全体を中断することを宣言した。交渉中断を踏まえ、ヴァイエス議長より TNC に提出された報告書によると以下の通り。

- ・各国の協力のおかげで、ルール分野以外での条件が整っていれば議長テキストを発出することができたし、その用意もあったが、条件が整わなかったのは極めて残念。
- ・今後の進展はルール分野以外での DDA 交渉の進展にかかっている。
- ・ルール交渉グループとしては、然るべき時機に議論を再開する準備ができている。

2006 年秋以降、AD 分野では質問状のフォーマット等に関する極めて技術的な議論を行うとともに、2007 年 2 月の少数国会合においては、未だ議論が十分でないいくつかの項目について議論を行った。前述の通り、AD 分野での議論は既に相当進展しており、バランスの取れた議長

・ドーハ開発アジェンダの動向

テキストの発出のためには、相対的に議論が遅れている補助金分野での進展が必要である。

(2) 主要国の立場

- ① ADフレンズ(日本、ブラジル、チリ、韓国、ノルウェー、スイス、コロンビア、コスタリカ、香港、イスラエル、メキシコ、シンガポール、タイ、トルコ、台湾の計15ヶ国・地域)

AD措置の濫用防止のためにADの規律強化・明確化を目的とする国々。専ら自国の輸出産業がAD措置のターゲットとなっている輸出国側の立場が強い国(香港、ノルウェー等)から、自らもAD措置発動を増加させつつある穏健なAD発動国(ブラジル等)までを幅広く含む。

2005年2月には、AD規律強化に向けたラウンド交渉で焦点を当てるべき6つの広範な目標として、以下を提示している。

(a). AD措置の行き過ぎた影響の軽減

AD措置の目的は、ダンピング輸入によって国内産業が受ける損害の影響を排除すること。それ以上の効果を持たせることは、輸入国の他産業や消費者にとってもマイナスである。

(b). AD措置が「恒久化」することの防止

AD措置は課された後も、レビューと呼ばれる手続きによる見直しが可能。輸出者も自主的に輸出価格を上げる等の努力をすることが多いが、一部の国のレビュー手続の運用の問題のために、必要な見直しが行われなかったり、原則として5年で打ち切られるはずの措置が何十年も継続する場合さえある。

(c). 適正手続の強化及び透明性の確保

ADの調査は複雑なので、公正な決定がなされるためには、全ての利害関係者に対して適正な手続が保障され、透明性が確保されることが必要である。

(d). 調査当局及び対象企業のコスト削減

AD調査は調査当局と調査対象企業の双方にとってコストがかかるもの。これは途上国や、中小企業にとっては特に深刻な問題。質問状等の手続の簡素化及び標準化による、コスト削減を図ることが重要である。

(e). 不当な調査の早い段階での防止

AD調査の開始自体に貿易阻害効果があり、 unnecessary 調査自体が対象企業にとっては多大な負担となる(仮に事後的にシロになっても)。調査当局にとっても、 unnecessary 調査によるコストを無視できない。

(f). ダンピング及び損害に係る実質的な規律の強化及び明確化

現行AD協定には、多くの不明確なルールが存在している。規律の明確化を図ることは関係者の予測可能性の向上と負担の軽減につながる。

我が国は、ADフレンズの中心メンバーとしてAD交渉に積極的に参加している。

2005年12月には香港閣僚会議に合わせ、二階経済産業大臣主催でADフレンズ閣僚級会合が開催され、ルール分野の閣僚宣言案の評価と取扱、AD交渉の進め方等について意見交換をし、引き続き各国で連携していくことを確認した。

② 米国

WTOにおけるAD関連の紛争処理案件(直近では紛争全体の約5割)のうち、半数近くが米国のADを問題視したもの(バード修正条項、サンセット、ゼロイング等)。米国政府は、議会や産業界(鉄鋼等)にADの発動を求める強い意見があることを踏まえ、発動当局の裁量を最大限維持することを重視しており、ADの規律強化には消極的。ただし、迂回防止措置等の一部の論点や、途上国の新規ADユーザーの

濫用を防止するための手続の透明性の向上には前向きである。

③ EU

ADルールの規律強化に基本的には賛成の立場であるが、対途上国を中心にAD措置を積極的に活用していることから、米国と日本等ADフレンズの中間的な立場に位置している。交渉の中身において、我が国とは論点に応じて是々非々で連携しており、2003年7月には、日・EUで「AD手続における調査コスト削減に関する提案」を共同提出した実績もある。

④ インド

インドはAD措置の濫用防止を目指した提案を行っており、その内容は、ADフレンズの主張と重なる部分もある。その一方で、WTO加盟国第1位の発動大国であり、措置の透明性に欠けるとして各国から批判もある。2006年3月のルール交渉会合では、レッサー・デューティー・ルール(AD税率を必要最小限度に抑える)の義務化を我が国・ブラジル・香港とともに共同提案した。途上国への配慮(S&D)についても主張している。

⑤ 中国

中国は、米国等のAD措置の標的となっており、世界最大のAD被発動国であるため、AD規律の強化には前向きだが、その一方で、自らもAD措置の発動を増加させている。

< ii) 補助金・相殺関税 >

1. 議論の背景

2001年11月のドーハ閣僚宣言により補助金及び相殺措置に関する協定(補助金協定)の規律の明確化・改善のための交渉を行うこととなった。また、その一環として漁業補助金につい

ても議論することが明記されている(同宣言パラグラフ28)。ルール交渉グループ(アンチ・ダンピング協定/補助金・相殺措置協定/地域貿易協定の交渉を所掌)では、2007年2月までに30回の交渉会合が開催された。

2005年12月の香港閣僚宣言では、附属書D(ルール交渉)において、ドーハ閣僚宣言による権限の範囲内の全ての分野で、補助金協定の改正という形で実質的な成果を得ることは、ルールに基づく多角的貿易体制の発展とドーハ開発アジェンダ交渉の全体としてのバランスを確保する上で重要であるとの認識が示された。補助金及び相殺措置については、交渉の進展状況の報告とともに、ルール交渉グループの権限内の全ての分野においてバランスのとれた成果を深める必要があることに留意する、適当な場合には、関連する範囲において、明確化及び改善の作業がアンチ・ダンピング措置と相殺措置の双方に適用されることが望ましいことに留意することが明記された。今後の段取りについては、ルール交渉グループに対し、既に提案された又は今後提案されるテキスト・ベースの詳細な提案に基づき交渉プロセスの強化と加速化を行うこと、また、交渉参加国による補助金協定の個別の提案を分析していくプロセスを可能な限り早く終えることが指示された。加えて、

議長に対し、ラウンドの終結時期との関連において、期限内の成果を確保するために十分に早いタイミングで、交渉の最終局面のベースとなる包括的な条文案(統合テキスト)を準備する権限が与えられた。

2. 現在の概況

(1) 香港閣僚会議以降の動向

2006年のルール交渉スケジュールにおいては、4月までに詳細な条文上の提案を提出、6月までに全ての提案に関する分析を終了させ、

・ドーハ開発アジェンダの動向

7月がルール交渉グループの議長による統合テキスト提出の目標期日とされていた。しかし、7月に開催されたG6閣僚会合でドーハ・ラウンド交渉全体が中断に至ったことにより、統合テキストの発出はなされなかった。その後、交渉再開への機運を受け、補助金分野については技術的な議論を行うための非公式の交渉会合が12月に再開した。2007年2月にも会合が開催されたが、具体的な協定条文の改正提案が多数提出されたAD分野に比して、補助金分野の議論はやや遅れた状況にある。

(2) これまでの議論の状況と主要国の立場

① 補助金・相殺措置規律一般

補助金一般については、これまでのパネル・上級委員会の判断を踏まえた関連条文の改正や過去に失効した条文の復活といった提案がなされている。これまでになされた主な条文改正の提案は以下のとおりである。

米国は、「禁止補助金の拡大」に関し、2006年2月、財政状況が悪化した企業に対する出融資や、産業の再編、合理化を妨げる補助金、さらには現在失効している第6条1項対象の補助金が新たに禁止補助金とする有力候補であるとの提案を行った。また、2006年5月には補助金利益の配分方法に関する提案を提出した。

EUは、2006年5月に、国内向け販売価格と輸出価格の二重価格制度や、コスト割れ融資等を禁止補助金に追加することを提案した。

カナダは、2006年5月に「著しい害」について第6条1項(1999年末で失効)の復活と規律の改善等を提案し、同年5月にはブラジルも同じく「著しい害」に関する提案を行った。カナダは、「特定性」についても、様々な要素を総合判断すべきとの提案を2006年5月に提出したほか、「補助金利益の移転」について、2004年6月から2回に渡り提案した。

豪州は、2005年4月から4回に渡り、WTO

違反が確定した補助金の撤廃に関する規律を明確化する提案を行っており、「事実上の輸出補助金」の規律の明確化についても2004年10月から4回に渡り提案してきた(2005年11月にブラジルも提案)。

他に、輸出信用(ブラジル)、相殺関税規律の明確化(カナダ、EU、台湾)等の条文提案が提出され、議論が行われてきた。

なお、途上国は開発目的のため特別かつ異なる待遇(Special and Differential Treatment: S&D)を要求しており、2006年5月にインド、エジプト、ケニア、パキスタンが、輸出補助金の例外措置の判断基準に関する提案を提出した。

我が国は、提案ペーパーは提出していないものの、各国の動向を注視しつつ交渉に参加している。また、AD措置の規律強化と同様に、ルールが類似している補助金相殺措置の濫用防止のための規律の強化、明確化には基本的に賛成との立場である。

② 漁業補助金

我が国を含む多くの国が提案ペーパーを提出し、漁業補助金の規律の明確化・改善に向けて活発な議論が行われている。ニュージーランド、チリ、米国等(フィッシュ・フレンズ)は、漁業補助金が貿易歪曲性を生むだけでなく水産資源の悪化に拍車をかけているとして、漁業補助金を原則禁止とした上で、例外として認められた補助金のみを許容する方式をとるべきと主張している。これに対し我が国、韓国、台湾及びEU等は、漁業補助金を原則禁止とする方式は、資源管理に貢献する補助金を禁止する恐れがあるだけでなく、「WTO補助金協定の原則に則って」漁業補助金の規律の明確化・改善を求めるドーハ宣言を超えるものであると反対しており、真に資源に悪影響を与える漁業補助金のみを禁止する方式を主張している。また、ブラジ

ルは、一部補助金を許容した上で他を禁止し、S&Dに焦点を当てた提案を提出した。なお、多くの途上国はどのような形にせよ、途上国の漁業発展を妨げるような規律の強化をすべきでない」と主張している。

< iii) 地域貿易協定 >

1. 議論の背景

RTA (Regional Trade Agreement: 地域貿易協定)は、WTO協定においてはMFN (Most-Favored Nation Treatment: 最恵国待遇)原則の例外として認められている。WTOの基本原則であるMFN原則の空洞化を防ぐため、その要件として、モノの貿易についてはGATT第24条において、地域貿易協定の締結により、関税及びその他の通商規則が締結以前よりも高度なもの又は制限的なものとならないこと(第5項)並びに関税その他の制限的通商規則を「実質上のすべての貿易(substantially all the trade)」について廃止すること(第8項)等を定めている。また、サービス貿易についてはサービス協定(GATS)第5条において、「相当な範囲の分野(substantial sectoral coverage)」を自由化の対象とすること(第1項a)等を求めている(第1部第1章「最恵国待遇」及び第15章「地域統合」を参照のこと)。

上記の要件の具体的解釈については、GATT時代から解決していない「システムック・イシュー」として、1996年に設立されたCRTA(地域貿易協定委員会)において議論されてきたが、各国の主張の対立から合意は得られなかった。2001年11月のWTOドーハ閣僚会議において、RTAの規律強化を交渉事項とする旨、宣言案文に入れるよう香港等が働きかけ、これに明確に反対する国もなかったことから、最終的に閣僚宣言で交渉事項として決定された。

ドーハ閣僚宣言では、「RTAに適用される既

存のWTOルールに基づく規律及び手続の明確化及び改善に関する交渉」がうたわれ、具体的には、実体的規律(GATT第24条、サービス協定第5条及び授權条項)の解釈の明確化及び手続的規律(通報、CRTAにおける審査手続等)の改善が論点となっている。

2. 現在の概況

本件交渉は、WTOのルール交渉グループにおいて行われており、2002年5月の第1回会合以降、豪州、EU、中国、我が国等が論点ペーパーを提出している。これら各国提案等を通じて、これまでの会合では、実体的問題として、GATT第24条第8項の「実質上のすべての貿易」の判断基準(タリフラインをベースとすべきとの主張、質的要素及び量的要素の双方をベースとした基準を設けるべきとの主張、量的アプローチをとるべきとの主張等種々の提案がなされている) GATT第24条と授權条項との関係等が論点として取り上げられている。

手続的規律については合意に至り、2006年12月14日の一般理事会において、地域貿易協定透明性メカニズムが採択された。ドーハ宣言パラ47の「アーリーハーベスト」として暫定的に適用される(詳しくは、第1部第15章「地域統合」参照)。また、一年後にその運用を踏まえてシステムを見直し、恒久的なメカニズムとする予定である。

我が国においては、2002年11月にシンガポールとの間で、自由貿易協定の要素を含む最初の経済連携協定が発効し、2005年4月にはメキシコとの間で、2006年7月にはマレーシアとの間での経済連携協定が発効した。また現在インド、ベトナム等と経済連携協定締結のための政府間交渉中であり、さらに今後も、WTO体制を補完するものとして、積極的に各国と経済連携協定の締結を目指していくこととしている。し

・ドーハ開発アジェンダの動向

たがって、我が国としては、我が国及び世界各国が結ぶ RTA の WTO 協定整合性を明確化する観点から、現在のラウンド交渉で行われている RTA の規律についての議論に対し、今後も積極的に取り組んでいくこととしている。

・ TRIPS (知的所有権の貿易関連の側面)

< i) 地理的表示 >

1. 議論の背景

地理的表示とは、“シャンパン(ワイン)”・“ゴルゴンゾーラ(チーズ)”等のように、単なる商品の生産地表示ではなく、生産地表示が、その生産地の地理的な要素に由来する商品の品質や評判を想起させるもので、TRIPS 協定の下でも知的財産権としての保護が規定されている。

TRIPS 協定第 22 条では、消費者の誤認混同を要件に地理的表示一般の保護を想定しているのに対し、同第 23 条では、ぶどう酒(ワイン)と蒸留酒(スピリッツ)について、誤認混同の有無を問わず地理的表示に強力な法的保護を与えることを想定している。これには、第 22 条の保護に追加する保護という意味で「追加的保護」という言葉が使われている。

この地理的表示に関しては、2001 年のドーハ閣僚宣言(パラグラフ 18)において、() ワイン・スピリッツの地理的表示の多数国間通報登録制度創設につき新ラウンドの枠内で交渉を行うこと(ビルトイン・アジェンダ)() 第 23 条に規定されている地理的表示の追加的保護の対象産品をワイン・スピリッツ以外の産品に拡大することにつき、2002 年末までの TRIPS 理事会での議論の結果を貿易交渉委員会へ報告すること、が合意され、以後、精力的な議論が行われ、2005 年 12 月の香港閣僚宣言において、() ワイン・スピリッツの地理的表示の多国

間通報登録制度創設についてはドーハ閣僚宣言において予測された交渉終結の期間内に交渉を完了すべく交渉を強化すること(パラグラフ 29)() 追加的保護の対象産品をワイン・スピリッツ以外の産品に拡大することについては、協議プロセスを加速し、一般理事会は、進展を検討し、遅くとも 2006 年 7 月 31 日までに適切な行動をとること(パラグラフ 39)とされた。

2. 現在の概況

① 多数国間通報登録制度

TRIPS 理事会特別会合にて交渉が行われている。本件につき、日本、米国、カナダ、豪州等は、過度な負担がかかる制度を創設すべきではなく、WTO に各国の地理的表示を通報・登録するデータベースを作成することで十分であり、WTO に登録されても、その地理的表示を保護するかどうかは、各国で別途判断が可能なスキームにするよう提案している。一方で、EU、スイス等は、データベースの作成だけでは、十分な地理的表示の保護は図れないとして、通報・登録された地理的表示は、各国でも自動的に地理的表示としての法的保護を受けらるべき、という提案をしている。

加盟国間の間に意見の隔たりが大きく、議論の収束には至っていない。

② 追加的保護の対象産品拡大

WTO 事務局次長主催の実施協議にて議論されているが、拡大反対派と拡大賛成派の対立が続いている。米国、カナダ、豪州等は、地理的表示は TRIPS 協定第 22 条レベルの保護で十分であるとして、追加的保護の対象産品の拡大に反対している。これに対し、EU、スイス、インド等は、ワイン・スピリッツ以外の産品への地理的表示の保護は不十分で、拡大は消費者保護を促進するとして拡大に賛成している。

加盟国間の間に意見の隔たりが大きく、議論の収束には至っていない。

< ii) TRIPSとCBDの関係 >

1. 議論の背景

1993年に発効したCBD(生物多様性条約)には知的財産に関する規定が含まれており、これら規定とTRIPS協定の関係について、2001年11月のドーハ閣僚宣言(パラグラフ12b及び19)において検討を行うことが合意され、TRIPS理事会を中心に検討が行われ、2005年12月の香港閣僚宣言において、協議プロセスを加速し、一般理事会は進展を検討し、遅くとも2006年7月31日までに適切な行動をとること(パラグラフ39)とされた。

2. 現在の概況

2006年には、TRIPS理事会、WTO事務局次長主催の協議の場において議論が行われたが、遺伝資源等の出所や原産国、遺伝資源等の利用にかかる事前の同意、及び公正かつ衡平な利益配分の証拠につき、特許出願中に開示を義務づけるため、TRIPS協定を改正するよう求めるインド、ブラジル、ペルー等の諸国(2006年6月にブラジル等の共同提案とノルウェー提案の2つのTRIPS協定改正提案が提出された)と、我が国、米国等、TRIPS協定とCBDは抵触なく、相互補完的に履行可能であり、CBDの目的を達成するにあたってTRIPS協定の改正は不要とする諸国との間に意見の隔たりが大きく、議論の収束には至っていない。

．環境

1. 議論の背景

1994年4月のマラケシュ閣僚会議においては、貿易政策と環境政策を相互に支持的なもの

とすること等を目的として、WTOに貿易と環境に関する委員会(CTE)を設置すること、WTO協定と環境目的の貿易措置(多国間環境協定(MEAs)に基づくものを含む)との関係、WTO協定と以下の措置(環境目的の租税及び課徴金、強制規格、任意規格、パッケージング、ラベリング、リサイクル等の産品に関する環境目的のための要件)との関係、WTO協定と多国間環境協定の紛争処理機能との関係等、計10項目を具体的検討項目とすること等が決議された。

その後、2001年11月のドーハ閣僚会議においては、EUが、WTO協定とMEAsとの関係の明確化、WTO協定と環境ラベリングとの関係の明確化、科学的根拠が不十分な場合の危険性評価・管理の3論点について交渉化を求めた。しかしながら、大多数の国は貿易と環境の交渉化自体には反対で、前記10項目についての検討継続を支持していたため、閣僚宣言では、妥協的解決として、限定された分野での交渉の立ち上げ(パラグラフ31: ()WTO協定とMEAs上の特定の貿易上の義務(STO: Specific Trade Obligation)との関係、()MEAs事務局とWTO委員会との情報交換等、()環境物品及びサービスについての市場アクセス改善等の3項目を貿易と環境委員会特別会合(CTESS)で検討)と、第5回閣僚会議(カンクン)における交渉可能性を残した検討の継続(パラグラフ32: ()環境上の措置が途上国との関係での市場アクセスに関する影響、()TRIPS協定、()環境ラベリング)が盛り込まれた。

しかし2003年9月の第5回カンクン閣僚会議においては、上記パラグラフ32のいずれの項目も交渉化されず、カンクン後、2004年4月の会合から実質的な議論が再開された。

2004年中の議論は低調であったが、ドーハ・

・ドーハ開発アジェンダの動向

アジェンダの交渉期限も近づく中、2005年に入り、交渉事項中パラ 31() (環境物品及びサービスについての市場アクセス改善等)について、米 ECを始めとする先進国が積極的に環境物品のリスト案(市場アクセス改善の対象となりうる環境物品のリスト)を提案するなど、同項目については一定の進展が図られた。しかし、その他の交渉項目については特段の進捗は見られず、同年 12月の香港閣僚宣言においてパラグラフ 31()及び()については、「作業の進捗を認識する」との記述に止まった(宣言パラグラフ 31)。一方、パラグラフ 31()については上記閣僚宣言において、「速やかに作業を完了させる」方針が確認された(宣言パラグラフ 32)。

2. 現在の概況

パラグラフ 31()については、我が国、EU等が、WTOルールと MEAsの関係の概念的な整理(トップダウン・アプローチ)を主張、それ以外の各国(米、豪、途上国等)は、限られた個々の MEAsの条文とWTOルールとの関係の判別(ボトムアップ・アプローチ)を主張するとともに、米豪は国内における貿易担当・環境担当機関の連携により問題解決が可能として、CTESSにおける国内経験の共有を重視している。2006年のCTESSにおける議論は総じて低調であり、6月にECが、WTOルールの適用・解釈にあたってWTO加盟国がMEAsの規定との相互支持性に留意すること、WTOルールとMEAsは優先劣後するものではないこと等を骨子とする「閣僚会合決定案」を提案したものの、未だ十分な議論は行われていない。

パラグラフ 31()(WTOとMEAsとの情報交換、オブザーバ資格付与と基準)については、各国とも各事務局間の情報交換の重要性は認識しつつも、近年は議論が停滞していた。しかし、2006年5月にEUが、2007年2月には米国がそ

れぞれ提案を行ったことから、現在はこれら提案に基づき検討が行われている。

パラグラフ 31() (環境関連物品等の関税及び非関税障壁の削減)については、非農産品市場アクセスグループ(NAMA)とCTEの双方で検討する(実質的な市場アクセスの議論はNAMA、環境物品の定義の議論はCTEとの切り分け)こととされたが、NAMAにおける議論は進んでいない。一方、CTESSにおいては、2005年に入り、同項目が交渉事項中唯一具体的な成果に繋がりうるアイテムとして注目を集め、米ECを始めとする先進国が次々と市場アクセス改善の対象となりうる環境物品のリスト案を提出するなど、議論は一定の進捗を見た。しかし、同年夏以降、インド、ブラジル、南アフリカを中心とする途上国が、マルチな取り決めとしての環境物品リストを作成(いわゆる「リスト・アプローチ」)には、「デュアル・ユース」の問題(環境目的以外にも使用可能な物品がリストに含まれること)があるとして異を唱え、対案として、個別具体的な環境保全・改善プロジェクトに使用される物品にのみ暫定的な特惠関税を適用する方式(いわゆる「プロジェクト・アプローチ」)を主張しているため、交渉の行方は不透明さを増している。なお、我が国は他国に先駆けて2002年10月に環境物品リスト案を提出するなど、同項目の交渉に積極的に関与している。

・貿易円滑化(シンガポール・イシュー)

1. 議論の背景

貿易円滑化は、税関手続を含む貿易に関係する手続を簡素化することにより、物流が迅速化され、貿易関連コストが下がり、途上国への投資が進み、行政側も事務の効率が図れる等、途

上国・先進国、民間・政府等、全ての貿易関係者にメリットをもたらすものと考えられている。

WTOにおける貿易円滑化交渉では、GATT第5条(通過の自由)、第8条(輸入及び輸出に関する手数料及び手続)及び第10条(貿易規則の公表及び施行)の関連する側面を明確化して改善することにより、通過貨物を含む物品の移動、国内引取り、貿易手続をさらに簡素化・迅速化することや、この分野における技術支援及びキャパシティー・ビルディングのための支援を強化すること等を目的としている。貿易円滑化は、1996年にシンガポールにて開催された第2回閣僚会議での合意に基づき、シンガポール・イシュー(投資、競争、政府調達)の透明性、貿易円滑化の4分野を指す)の一分野として物品貿易理事会において議論が行われていた。2001年のドーハにおける第4回閣僚会議及び2003年のカンクンにおける第5回閣僚会議では、シンガポール・イシューは一部の途上国の強い反対により交渉開始は先送りされたが、2004年7月に行われた一般理事会において、シンガポール・イシューのうち、貿易円滑化については交渉開始が合意され、それ以外の3分野については今次ラウンドでは「交渉に向けた作業」は行わないことが合意された。

交渉開始が合意された貿易円滑化については、2004年7月、枠組合意附属書Dに基づき、同年10月に行われた一般理事会において、貿易円滑化交渉グループの議長として、ヌール在ジュネーブ・マレーシア大使が選出された。同年11月に開催された第1回交渉会合では、今後の交渉の進め方に係る「作業計画」が決定され、それ以降、4週間から6週間に一度のペースで交渉会合が開催されてきた。

交渉では、貿易円滑化関連のGATT条文(第5条、第8条、第10条)の明確化・改善、及び

開発途上国への配慮(S&D(特別かつ異なる待遇)や技術支援、キャパシティー・ビルディング等)に関する各国からの提案に基づき議論が行われ、2005年7月の一般理事会では、議長の責任でこれまでの進捗状況及びS&Dや技術支援の重要性について言及した報告が作成された。

2005年12月の香港閣僚会議では、貿易円滑化交渉グループ報告に示された勧告が承認され、採択された閣僚宣言において、貿易円滑化に関してこれまで各国から提案された各種措置が列挙されたほか、香港閣僚会議後速やかに条文に基づく交渉に移行する必要性、技術支援やキャパシティー・ビルディング、途上国に対するS&Dの重要性等が盛り込まれた。

2. 現在の概況

(1) 香港閣僚会議以降の動き

2006年2月に行われた一般理事会において、貿易円滑化交渉グループの新議長としてミラー在ジュネーブ・香港常駐代表が選出され、他の分野同様、年内の期限までに交渉を終結させるべく交渉が行われた(ラミー事務局長が示した作業計画では、2006年7月までに最初の全体テキストを作成し貿易交渉委員会(TNC)へ報告することとなっていた)。同年2月より、各貿易円滑化措置に関するテキストのもととなる提案(第2世代提案)に基づく交渉が、同年5月からは、各貿易円滑化措置に関する条文ベース提案(第3世代提案)が提出され、7月中の全体テキスト策定に向けた議論が行われていたが、一部途上国の反対もあり、貿易円滑化に係る独立した全体テキストは作成されなかった。その後同年7月末のTNCにおいて、ラウンド交渉の中断がラミー事務局長により発表され、ラウンド交渉の一部として貿易円滑化交渉も中断した。

(2) 今後の見通し

2006年 11月にハノイで開催された APEC 首脳・閣僚会議において、各国首脳からラウンド交渉を再開すべきとの声が相次ぎ、ラウンド交渉の再開を求める APEC 首脳の独立文書が発出された。直後に開催された TNC では、各交渉グループ議長の下で実務レベルの議論を進めることが合意されたことを受けて、実務レベルによる非公式協議が開催されることとなり、ジュネーブにてミラー議長主催による非公式協議が行われた（同年 12月 12日及び本年 1月 30日）。

本年 1月 27日にダボスで開催された WTO 非公式閣僚会議において、交渉を本格的に再開すべきことについて各国の認識が一致し、同月 31日に開催された非公式 TNC において、中断していたラウンド交渉が本格的に再開されることとなった。

本年 2月 7日に開催された一般理事会では、貿易円滑化交渉グループの新議長としてユート在ジュネーブ・グアテマラ大使が就任し、本年 3月 12日及び 13日、新たな議長の下で交渉会合が開催されたところであるが、交渉の形式については、これまで同様、メンバー主導により、全ての加盟国が参加する形で行われている。今後は、提出された提案や新規の提案に基づき、条文策定に向けた交渉が進展していく見込み。

我が国は、GATT 条文の明確化・改善に関する提案を提出し、貿易円滑化のメリットについて途上国の啓蒙を目的としたセミナーやワークショップを開催する等、貿易円滑化交渉に貢献しており、今後も引き続き積極的に交渉に関与していく予定。

・紛争解決手続

1. 議論の背景

紛争解決に関する了解（DSU）の見直しは、ドーハ・ラウンドとは別の交渉マンデートに基づき開始されたものであるが、現在はラウンド交渉と歩調を合わせつつ、紛争解決機関（DSB）特別会合において行われている。

本交渉は、1994年のマラケシュ閣僚会議における決定により、1998年中に見直しを完了することとされていたが、当該見直しについては、1998年 12月の一般理事会の決定により 1999年 7月末まで期限を延長したものの、議論が収斂せず、同期限も徒過する結果となった。しかしその後も見直し作業は関心国の非公式協議という形で事実上続けられ、2000年の一般理事会に DSU 改正共同提案が提出されたが、主要国である米国や EU は共同提案国に入っていないことから、議論は進まなかった。さらに、2001年のドーハ閣僚会議の直前、日本、カナダ、ノルウェー等 14ヶ国が、シークエンス（手続き上の順序付け）の明確化（「紛争の敗訴国が紛争解決機関（DSB）の勧告を履行しているか否かの判断」と「勧告を履行していないことを理由とした勝訴国の敗訴国に対する制裁措置の発動」の順序を明らかにすること）や時間的枠組みの短縮（協議期間等の短縮）等を盛り込んだ共同提案を提出、ドーハ閣僚会議における同提案の採択を目指したが、結局、ドーハにおいては、閣僚宣言パラグラフ 30において、DSU の改善と明確化につき新たな交渉マンデートを与え、交渉妥結の期限を一括受諾の枠外として 2003年 5月に設定すること等につき決定したに止まった。

第 4 回ドーハ閣僚会議後の交渉は、2002年 4月以降ほぼ毎月のペースで会合が開催され、2003年に入ってから具体的な改正条文ペー

スでの議論が行われたが、各国から多種多様な野心的提案が相次いだため、期限である 2003年 5月までに交渉はまとまらず、交渉期間の 1年延長を決定。2004年 5月、カナダ、ノルウェーを中心とした 7カ国が、比較的コンセンサスが得られやすい論点（シーケンス、対抗措置の解除手続等）に絞り込んだ提案を行ったことによって、停滞していた議論が再開したものの、期限には交渉は決着せず、7月の一般理事会で採択された枠組み合意において更なる交渉の継続が確認された。

上記一般理事会以降、上記 7カ国ペーパーを叩き台とした議論が行われる中で、EU、米国及び我が国も提案を行うなど議論が活性化、2005年にはラウンドの動きに合わせて、12月の香港閣僚会議までに各国から寄せられた改正提案を盛り込んだドラフト・テキストを取りまとめる方向で作業が行われた。しかし、2005年 9月に交渉議長が本国に帰国（議長職は継続）するなどして作業が停滞した結果、香港までにドラフト・テキストをとりまとめることはできなかった。香港閣僚宣言においては、本交渉について「交渉の早期妥結に向けて作業を継続する」方針が確認された（宣言パラ 34）。

2. 現在の概況

2006年は、7月のラウンド交渉中断の影響を受け、本交渉も作業が停止していたが、12月以降は関係主要国による少数会合が再開され、今年に入ってから DSB 特別会合における作業も再開された。

本交渉に関する主要国のスタンスは、以下のとおりである。

(1) 米国

当事国によるガバナンスの向上を指向。具体的には、2003年 7月に、パネル手続や意見書の公開等の透明性強化提案を行ったほか、同年 12

月にはチリと共同で、上級委員会への中間報告手続（最終報告を送付する前の中間報告を当事国に送付する手続。パネル手続には有り）の導入や、当事国の合意に基づく報告書の一部削除・不採択等、報告書の内容について当事国のコントロールを可能にし、パネル・上級委報告の拘束力を弱めるような手続を提案。その後、2005年 6月及び 10月にも、上記 2003年提案をふまえた「透明性」及び「当事国コントロール」に関する提案を行った。

(2) EU

紛争解決手続の司法化を指向。上記日本等の 14カ国共同提案の一部と共通する事項に加え、パネルの常設化や差し戻し審の導入（上級委がパネルの事実認定の欠如により法的判断ができなかった場合、当該部分をパネルに差し戻し、事実認定をやり直しさせる制度）等を提案。その他にも、対抗措置を採る前に代償交渉を義務化させる案、カルーセル条項（対抗措置品目の入れ替え）の禁止等を提案した。また 2005年に入ってから「対抗措置の解除にかかる手続」及び「シーケンス」について日本と共同提案を行った。

(3) G7（アルゼンチン、ブラジル、インド、カナダ、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー）

2004年 5月に上記した共同提案を提出して以来、日米 EU に対抗する形で連携を強化。2005年 2月には「第三国参加国の権利の拡大」に関する共同提案を提出。

(3) 途上国

2003年にはアフリカグループ、インド等グループ、LDCグループ、中国等からも提案が行われた。その内容は、協議・サブミッション提出期限の時間枠組みの延長等比較的理解が得られやすいと思われるものから、紛争手続の利用にあたっての金銭的な援助や、対先進国での執行

・ドーハ開発アジェンダの動向

力の強化提案（集団的な対抗措置・金銭賠償を可能にする案）など過度な途上国配慮を求めるものまで多岐にわたる。2006年6月にはインド、キューバ及びマレーシアが途上国への特別かつ異なる待遇に関する提案を行ったが、その後これら途上国提案はほとんど議論されていない。

(4) 我が国

紛争解決手続の司法化を指向する点で EU と方向性が一致しており、2005年には「対抗措置の解除にかかる手続」及び「シークエンス」に関する提案を共同で提出するなど協力を強化している。

・開発をめぐる問題

1. 議論の背景

今次ドーハ・ラウンドは「ドーハ開発アジェンダ」という正式名称にもあるとおり、開発がその中心的課題に位置付けられており、また、2004年9月の第5回カンクン閣僚会議の前後から途上国の存在感が増して来たこともあって、途上国の開発問題への対応が交渉の行方を左右する要因の一つとなっている。開発に関し、具体的な検討・作業項目としてドーハ閣僚宣言において合意されているのは、実施問題、S&D（特別かつ異なる待遇）、キャパシティ・ビルディング、貿易と債務・金融に関する問題、貿易と技術移転の問題、小規模経済国の貿易への配慮、LDCへの対応、である。このほか、先に述べた各交渉分野においても、途上国への配慮が大きな論点となっている。

2. 香港閣僚会議の成果

第5回カンクン閣僚会議に引き続き、2005年12月の第6回香港閣僚会議においても途上国の開発問題は大きな論点となったが、途上国支

援、とりわけ LDC 支援の必要性につき全加盟国間で認識が共有され、以下の成果が得られた。

① 後発開発途上国（LDC）向け無税無枠措置

LDC が強く求めていた、全ての LDC の全産品に対する無税無枠の供与については、以下のとおり合意された（香港閣僚宣言附属書 F）。

- 全ての LDC の全産品に対して、持続的方法によって、2008年もしくは遅くとも（ドーハ・アジェンダ合意の）実施期間の始まりまでに無税無枠を供与。

- 現時点で供与に困難を有する国は、2008年もしくは遅くとも（ドーハ・ラウンド合意の）実施期間の始まりまでに少なくとも 97% の産品に対し、無税無枠を供与。さらに、上記の義務を斬新的に達成。

② 「貿易のための援助」等

閣僚宣言において「貿易のための援助」（詳細は後述）の重要性が確認され、事務局長の下に設置される作業部会が、2006年7月までに「貿易のための援助」を実施する方法に関する勧告を行うこととなった。その他、小規模経済国への配慮、S&D（特別かつ異なる待遇：詳細は後述）、実施問題（詳細は後述）についてもその重要性が確認され、更なる作業を継続することとなった。

③ 途上国開発支援策（開発パッケージ）

香港閣僚会議で開発に大きな焦点が当たったことを受け、途上国が貿易自由化による利益をより多く享受できるよう、先進各国は自発的に貿易のための開発支援策（開発パッケージ）を次々に発表した。我が国は、他国に先駆けて、香港閣僚会議直前の12月9日に小泉総理から、一村一品運動の経験等を生かした途上国の輸出能力向上支援を含む「開発イニシアティブ」を発表し、途上国から高い評価を得た。我が国のほか、米国及び EU の開発パッケージの内容は

以下のとおり。

- 日本：2005年7月のグレンイーグルズでのG8サミットに向けて発表した開発支援策の一環として、今後3年間に、貿易・生産・流通インフラ関連で、合計100億ドルの資金協力をを行い、また、この分野での技術協力として合計1万人の専門家派遣・研修員受入を行うことを目標とする。この「開発イニシアティブ」を通じて、途上国からの貿易の「生産」、「流通・販売」、「購入」という3つの局面において、「知識・技術」、「資金」、「人」、「制度」にわたって支援を行う。具体的には、我が国発の「一村一品」運動の経験等を活かした輸出能力向上支援やLDC産品の市場アクセスの原則として無税無枠化等が含まれている。
- 米国：貿易関連支援額を27億ドルに倍増。
- EU：2010年より貿易関連支援のため年20億ユーロを供与。

3. 各論

(1) 我が国が実施している主な途上国開発支援策（開発パッケージ）の現状

我が国は、「開発イニシアティブ」の発表後、世界各地の途上国にある我が方大使館に有望産品・優良案件の発掘について指示を発出し、各国において「開発イニシアティブ」の実施に着手した。また、貿易面の措置としては、特に以下の取り組みを開始している。

① 後発開発途上国（LDC）向け無税無枠措置

LDCの輸出拡大や経済発展を支援する観点から、一定のLDC産品について限度枠を設けずに関税無税で日本への輸入を認める、LDC向け無税無枠措置を実施している。

LDC産品の市場アクセスを原則無税無枠化することを表明した「開発イニシアティブ」（2005年12月）や、WTO香港閣僚宣言（同）

におけるコミットメントに基づき、2007年度中にLDC無税無枠措置の対象品目割合を現行の約86%から約98%に拡大すべく、国内手続きが進められている。

② 国際版「一村一品」運動

2006年2月から、経済産業省が中心となり、途上国の産品の紹介を通じて途上国の商品開発・輸出力向上に対する支援を行うために、国際版「一村一品」キャンペーンを展開している。

具体的には、JETRO等との共催により、国内主要空港（成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港、神戸空港、羽田空港、伊丹空港、福岡空港）に途上国の有望産品を日本の消費者に紹介するための展示・販売コーナーを設置するほか、JETROをはじめとする関係団体と協力しながら、メコン展（2006年2月）、FOODEX JAPAN（2006年3月）、太平洋諸島展（2006年5月）等のイベントを開催している。なお、2006年9月には小泉総理大臣・二階経済産業大臣（当時）の参加を得てアフリカン・フェアを開催した。

また、日本の商店街においても途上国の産品の展示等を行う一村一品マーケットを逐次開催している。

こうしたイベントに加え、一村一品を担う途上国の人材を育成するため、2006年8月末には、途上国から100名近い研修生の参加を得て、海外技術者研修協会（AOTS: Association for Overseas Technical Scholarship）主催のもと一村一品研修を実施した。

(2) 実施問題、S&D、キャパシティ・ビルディング、貿易のための援助及びIF（統合フレームワーク）を巡る議論の状況

< i) 実施問題 >

実施問題とは、既存WTO協定上の義務履行が困難であるため、交渉なしでの義務の緩和・

・ドーハ開発アジェンダの動向

免除等を途上国が求めている問題である。

この問題は、1999年のシアトルでの第3回閣僚会議の際、インド等の途上国が先進国主導での新ラウンド立ち上げを阻止しようとして提起したものである。具体的には、WTO協定上の義務履行を途上国については更に遅らせる、より途上国を優遇させるよう既存の協定の改正をする等、実に101項目の要望から構成されていた。

2001年11月のドーハでの第4回閣僚会議においては、ドーハ閣僚宣言本体に加え、「実施の問題に関する決定」という別立ての合意文書が成立し、ドーハに持ち越された101項目の要望のうち、42項目が一定の解決に至った。他方、ドーハ閣僚宣言でも、「実施の問題に関する決定」でも取り扱われなかった「未解決の実施問題」(59項目)のうち34項目(農業、AD等)は各交渉会で検討し、2004年末(ドーハ閣僚宣言で設定されたドーハ開発アジェンダの交渉期限)までに結論を出すことになった。2003年6月、ドーハ開発アジェンダに引き継がれた59項目のうち、交渉項目とならなかった25項目(地理的表示(GI)拡大を含む(「TRIPS」地理的表示」参照))については、今後の進め方に関し、スパチャイ事務局長(当時)から提案がなされたが、インド、ケニア等が各項目の交渉化を求めて受け入れを拒否し、また、「地理的表示(GI)拡大」の交渉化を目指すEU等もこれに同調した。その後、現在に至るまで議論は進展していない。2005年の香港閣僚宣言では、全ての未解決の実施問題について協議を加速化することとされたが、今後も各国間の対立による議論の難航が予想される。

< ii)S&D(特別かつ異なる待遇)問題 >

S&Dとは、Special and Differential Treatment(特別かつ異なる待遇)の略で、現行WTO協定内に存在する途上国への特別な配慮に関する

規定を指す。

これまで合意された各種協定の中には、途上国への配慮という観点から種々のS&D規定が設けられているが、途上国からはこれらの規定が十分に機能していないことから、より実効性を持たせるために強化すべきとの主張がなされていた。

2001年ドーハ閣僚会議の閣僚宣言において、WTO協定の「全ての特別かつ異なる措置の規定が、強化され、より詳細で効果的かつ実施に適したものにするために見直されること」が合意され、S&Dに関する交渉が開始された。これを受けて、開発途上国から88項目の個別協定に関する提案が提出され、貿易と開発委員会(CTD)特別会合及び関連交渉会合・関連委員会において議論が行われてきた。2003年5月にカスティージョ一般理事会議長(当時)は88項目の提案を3つのカテゴリー(注)に分類する旨提案し、その後、カテゴリーを中心に議論を進め、28項目についてほぼ合意に達していたが、2003年9月のカンクン閣僚会議での決裂に伴い議論が頓挫した。2004年2月、イズマイル南アフリカ代表がCTDの新議長に指名され、28項目の扱いを含めS&Dの議論を前進させる方法等につき検討を再開、その後、度々集中的に議論が行われたが、結局合意に至らなかった。

(注)カスティージョ提案の3つのカテゴリー分類(合計88項目)

- ・カテゴリー : 合意済み又は合意に近いと思われる項目(38項目)
- ・カテゴリー : 交渉中の分野に関する提案又は関連委員会等で検討中の項目(38項目)
- ・カテゴリー : 合意困難と考えられる項目(12項目)

2005年5月からは、CTD特別会合において「LDCに関する個別の5提案(LDC 5提案)」を集中的に議論が行われた。LDCとその他の関係国との立場の溝がなかなか埋まらなかったが、香港閣僚会議で途上国支援、とりわけLDC支援が重要であるとの認識が全加盟国間で共有され、ようやく合意に至った。

(注) LDC 5提案

- ・提案 23: LDCに対する義務の免除
- ・提案 36: 無税無枠の市場アクセス、原産地規則、資金・技術支援
- ・提案 38: LDCが開発、財政、貿易上の必要性和合致しない義務、譲許を要求されないことの確認等
- ・提案 84: TRIMs協定(貿易に関連する投資措置に関する協定)の適用免除
- ・提案 88: LDCが開発上の必要性等や能力と合致した義務のみを負うことの確認、資金・技術支援

香港閣僚会議後は、CTD特別会合のガフル新議長(シンガポール大使)の方針に従い、残り16提案のうち、所謂カテゴリーの8つの個別提案を中心に議論されているが、現在のところ合意は得られていない。

(注) 8つの個別提案

- 88項目からCTD特別会合以外の場で議論されているカテゴリー(38項目)カンクンで合意した28項目(うち1項目はカテゴリーに属する)LDC 5提案及び繊維協定関係の提案2項目を引いた16項目のうち、解決しやすいカテゴリーに属する8つの提案を指している。
- ・提案 13 14: 経済開発計画を実施するに当たってのWTO協定義務の緩和

- ・提案 22: 途上国のWTO協定上の義務免除の迅速な決定
- ・提案 24 25: 途上国のSPS(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)義務の免除
- ・提案 28 29 30: 輸入許可手続に関する途上国配慮

< iii) キャパシティ・ビルディング >

キャパシティ・ビルディングとは、研修、セミナー等様々な形で途上国のWTO履行能力や交渉能力の向上を図るとともに、WTO協定実施のための国内体制整備の支援を行うことである。

従来、途上国に対する「技術支援」(technical assistance)の一環としてWTO協定に関するキャパシティ・ビルディングが行われていたが、1999年のシアトル第3回閣僚会議の失敗を契機として、より一層その重要性が強調されるようになった。すなわち、シアトルで途上国は、既存のウルグアイ・ラウンド合意すら実施する能力が不足しているため新たなラウンドによる義務の増加には対応できないとの立場をとったことから、こうした途上国への対応を行うことの重要性が認識され、途上国のラウンド参加を促進するためのWTO関連のキャパシティ・ビルディングが有効な手法であると考えられるようになった。その結果、2000年以降、先進国は途上国に対するWTO関連のキャパシティ・ビルディングをより一層精力的に実施することとなった。

WTOにおいては、技術支援 キャパシティ・ビルディングに関し、以下のような取り組みが行われている。

- 毎年度、WTO事務局が技術協力計画を作成し、技術協力基金(GTF)(注1)を使って各種の技術支援 キャパシティ・ビルディングを実施。

・ドーハ開発アジェンダの動向

- ジュネーブ及び地方セミナー・ワークショップ、貿易政策クリニック（注2）の他、他の国際機関と連携した IF（統合フレームワーク：詳細は後述）・JITAP（注4）のスキームを通じて技術支援 キャパシティ・ビルディングを実施。

（注1）技術協力基金（GTF）:

2002年1月ムーア事務局長（当時）がWTOキャパビルのための基金を設立。各国から拠出が行われており、日本からは、2002年度から2006年度にかけて約533万スイスフランを拠出。

（注2）貿易政策クリニック:

各国のニーズに応じて、様々な段階で貿易政策のキャパビルを実施。

（注3）共同統合技術支援プログラム（JITAP）:

WTO、UNCTAD、ITCによる対アフリカ貿易関連共同イニシアティブ。人的資源開発、貿易自由化に対する国内法やインフラ整備のための技術支援を行う枠組み。

〈iv〉貿易のための援助（Aid for Trade）及び統合フレームワーク（IF）

2005年12月の香港閣僚宣言においては、技術支援・キャパシティ・ビルディングにつき多くの分量が割かれ、その重要性が指摘された。とりわけ、世銀・MFが提示した「貿易のための援助（Aid for Trade）」、さらには、そのうちのLDC支援の枠組である統合フレームワーク（IF）等が、それぞれ、閣僚宣言の中で独立した項目として記されており、その実行の重要性が強調されている。

(1) 貿易のための援助（Aid for Trade）

「貿易のための援助」（注）については、2006年2月に作業部会が設置され、2006年7月には報告書がとりまとめられた。「貿易のための援助」は2006年7月の交渉中断の対象外として取

り組みが継続され、2006年10月には一般理事会で同報告書が採択された。

また、ラミー事務局長は、香港宣言パラ57に基づき、「貿易のための援助」のための追加的資金の確保について、一般理事会に報告するとされていることから、世銀、MF、関連国際機関、地域開発銀行及び関係国（日米欧）との協議を進めており、日本に対しても、直接支援要請を行っている。

なお、2006年12月の一般理事会においてラミー事務局長は、以下の3点につき言及。

WTOが中心となり「貿易のための援助」のモニタリング及び評価を進めること。

モニタリング及び評価は、全体的なアセスメント、追加性と効率性のフォロー、受益国による評価、で構成されていること。

全体のフォローのため関係部局、機関、民間部門からなるアドホックな協議グループを構成すること。

（注）「貿易のための援助」（Aid for Trade）: 途上国が十分に貿易の利益を享受するために克服することが必要な課題（情報、制度、インフラ、人材等における制約）を解消することを目的とした包括的な援助の構想。WTOの他、世銀、MF、OECD、国連等の場でも議論が行われている。具体的には、

LDCを含む途上国が供給サイドの制約を克服し、国際市場への参入を可能とするための支援、及び貿易自由化に伴う調整コストの問題への対応を可能とするための支援を行うことを目標としている。

(2) 統合フレームワーク（IF）

「貿易のための援助」の一環として重要性が強調されているIF（注1）については、2005年11月に設立したIF強化タスクフォースにおいてIFの強化が議論され、2006年7月に同タス

資料編

クフォースの勧告案(注2)が IF 運営委員会において承認されている。

同勧告を踏まえ、2006年秋より、IF 移行チームにおいて、その下で3つのクラスター(資金、実施問題、マネジメント)毎に議論が行われている。

(注1) IF: Integrated Framework(統合フレームワーク)の略称。WTO、UNCTAD、ITC、UNDP、MF、世銀の6つの国際機関が共同で LDCの供給サイドの制約等を調査し、当該 LDCが多角的貿易体制に統合していくための政策提言やキャパシティー・ビルディングを行うもの。

(注2) IF強化タスクフォースからの勧告の主な内容

対象・実施

基金の再編、貿易診断調査の改善、IFの対象範囲は LDC。

ガバナンス、全体管理、事務管理

独立した権限をもった事務局を WTO事務局内に置かれる。運営委員会が任命する。事務局最高責任者(CEO)が率いる。事務局は信託基金の財務管理を行う。

モニタリングと評価

モニタリング及び評価システムの改善。独立監査人を任命。

基金

経費見積もりとしては、5年間、実施経費及び事務局経費を含めた経費として約4億ドルとの額が示されている。3～5年間の多数年度を対象とする基金の提示。